静岡県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年３月24日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県条例第16号

静岡県建築基準条例の一部を改正する条例

静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第１章・第２章　（略） 第３章　建築物の敷地及び構造（第５条―第10条） 第４章～第６章　（略） 附則 （居室を３階に有する建築物の構造） **第８条**　居室を３階に有する建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の法第21条第１項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたもの（以下「木造等」という。）に限る。）は、外壁の延焼のおそれのある部分を防火構造とし、かつ、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令第129条第１項第２号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、１階の部分の主要構造部を耐火構造とした建築物で避難上支障がないもの又は法第２条第９号の３イ若しくはロに該当する建築物については、この限りでない。 （がけ付近の建築物） **第10条**　（略）	目次 第１章・第２章　（略） 第３章　建築物の敷地及び構造（第５条―第10条の２） 第４章～第６章　（略） 附則 （居室を３階に有する建築物の構造） **第８条**　居室を３階に有する建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の法第21条第１項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたもの（以下「木造等」という。）に限る。）は、外壁の延焼のおそれのある部分を防火構造とし、かつ、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令第128条の５第１項第２号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、１階の部分の主要構造部を耐火構造とした建築物で避難上支障がないもの又は法第２条第９号の３イ若しくはロに該当する建築物については、この限りでない。 （がけ付近の建築物） **第10条**　（略） （構造耐力） **第10条の２**　建築物は、地震に対して安全な構造のものとして、建築物の各部分の耐力、変形限度等について知事が定める基準に適合するものでなければならない。 ２　前項に規定する建築物に準ずるものについ

第４章　特殊建築物

第１節　通則

（適用範囲）

第11条　（略）

（内装の制限）

第28条　専修学校等の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものは、その用途に供する居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令第129条第１項第１号に掲げる仕上げと、その用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを同項第２号に掲げる仕上げとしなければならない。

⑴～⑶　（略）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第50条　第５条、第７条第１項、第13条、第48条及び第49条の２の規定は、法第３条第２項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物について、知事が定める範囲内において、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、適用しない。

第51条　第４条、第５条第１項、第６条第１項、第７条から第10条まで、第12条第１項若しくは第２項（第49条の２において準用する場合を含む。）、第13条（第49条の２において準用する場合を含む。）、第15条から第18条まで、第19条第１項、第20条から第35条まで、第37条から第45条まで、第47条（第49条の２において準用する場合を含む。）又は第48条（第49条の２において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合における当該建築物、

て、知事が安全上支障がないと認める場合は、同項の規定は適用しない。

第４章　特殊建築物

第１節　通則

（適用範囲）

第11条　（略）

（内装の制限）

第28条　専修学校等の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものは、その用途に供する居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令第128条の５第１項第１号に掲げる仕上げと、その用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを同項第２号に掲げる仕上げとしなければならない。

⑴～⑶　（略）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第50条　第５条、第７条第１項、第10条の２、第13条、第48条及び第49条の２の規定は、法第３条第２項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物について、知事が定める範囲内において、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、適用しない。

第51条　第４条、第５条第１項、第６条第１項、第７条から第10条まで、第12条第１項若しくは第２項（第49条の２において準用する場合を含む。）、第13条（第49条の２において準用する場合を含む。）、第15条から第18条まで、第19条第１項、第20条から第35条まで、第37条から第45条まで、第47条（第49条の２において準用する場合を含む。）又は第48条（第49条の２において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合における当該建築物、

工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、20万円以下の罰金に処する。	工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等（法第98条第１項第２号に規定する認定建築材料等をいう。以下同じ。）の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、20万円以下の罰金に処する。
２　（略）	２　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

１　この条例は、平成29年10月１日から施行する。ただし、第８条及び第28条の改正は公布の日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

静岡県告示第219号

静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）第10条の２第１項の規定に基づき、建築物の各部分の耐力、変形限度等に関する基準を定める。

平成29年３月28日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

１　次に掲げる基準に適合すること。

⑴　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下、「政令」という。）第88条第１項に規定するＺを用いる地震力等の計算においては、Ｚの数値に1.2を乗じて計算しなければならない。ただし、次に掲げる規定に用いるＺの数値については、この限りでない。

ア　特定天井に係る規定

イ　建築設備等に係る政令第５章の４の規定

⑵　政令第46条第４項に規定する軸組を設置する場合は、同項に規定する各階の床面積に同項表２に掲げる数値を乗じて得た数値に、1.32を乗じなければならない。

⑶　枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成13年国土交通省告示第1540号）第５第５号に規定する耐力壁を設置する場合は、同号に規定する各階の床面積に同号表１に掲げる数値を乗じて得た数値に、1.32を乗じなければならない。

２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の構造部分については、適用しない。

⑴　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下、「品確法」という。）第３条の２第１項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第５の１の１－１⑶の等級２又は３の基準に適合する（同法第５条第１項、第31条第１項、第33条第１項又は第58条第１項に基づく評価、認定又は認証を受けたものに限る。）建築物の構造部分

⑵　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第２条第４項第１号ロの規定に係る長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第３の２．⑵①又は②の基準に適合する（同法第６条第１項（同法第８条第２項において準用する場合を含む。）に基づく認定を受けたもの又は品確法第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関から適合することを証する書面の交付を受けたものに限る。）建築物の構造部分

附　則

この告示は、平成29年10月１日から施行する。

静岡県告示第220号

静岡県建築基準条例第50条に規定する知事が定める建築物の増築等の範囲（昭和48年静岡県告示第575号）の一部を次のように改正する。

平成29年３月28日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

改正前	改正後
１　増築後の床面積（静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）第５条第１項に規定する建築物については延べ面積、第49条の２に規定する建築物については面積。以下同じ。）の合計が、増築前の床面積の合計の1.2倍以下の増築をする場合	１　増築後の床面積（静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号<u>。以下、「条例」という。</u>）第５条第１項に規定する建築物については延べ面積、第49条の２に規定する建築物については面積。以下同じ。）の合計が、増築前の床面積の合計の1.2倍以下の増築をする場合
２　（略）	２　（略）
	<u>３　前２項の規定にかかわらず、条例第10条の２の規定については、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲とする。</u> <u>⑴　増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する建築物　すべての場合（増築又は改築に係る部分が、条例第10条の２の規定に適合する場合に限る。）</u> <u>⑵　前号に掲げる建築物以外の増築又は改築に係る建築物　すべての場合</u>
<u>３</u>　建築物の主要構造部の一種以上について過半の修繕又は模様替をする場合	<u>４</u>　建築物の主要構造部の一種以上について過半の修繕又は模様替をする場合

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この告示は、平成29年10月１日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年４月７日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県規則第30号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第６号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（確認申請書等の添付図書） **第２条**　法第６条第１項の確認の申請書又は法第18条第２項の規定による計画の通知（以下「確認申請書等」という。）には、次に掲げる図書を添えなければならない。 ⑴・⑵　（略）	（確認申請書等の添付図書） **第２条**　法第６条第１項の確認の申請書又は法第18条第２項の規定による計画の通知（以下「確認申請書等」という。）には、次に掲げる図書を添えなければならない。 ⑴・⑵　（略） ⑶　条例第10条の２第１項の規定に適合することの確認に必要な図書
２　（略）	２　（略）
第３条　削除	（建築物の建築に関する確認の特例） **第３条**　政令第10条第３号ハ及び第４号ハの規則で定める規定は、条例第10条の２第１項（同項の知事が定める基準のうち知事が指定する基準に係る部分に限る。）とする。
（完了検査申請書等の添付書類） **第６条**　省令第４条第１項第５号（省令第８条の２第13項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、省令第４条第１項の完了検査申請書（法第18条第16項の規定により通知をする場合にあつては、省令別記第42号の13様式による工事完了通知書）の第４面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真（法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）とする。	（完了検査申請書等の添付書類） **第６条**　省令第４条第１項第６号（省令第８条の２第13項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、省令第４条第１項の完了検査申請書（法第18条第16項の規定により通知をする場合にあつては、省令別記第42号の13様式による工事完了通知書）の第４面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真（法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）とする。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、平成29年10月１日から施行する。ただし、第６条の改正は公布の日から施行する。

静岡県告示第349号

建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第６号）第３条の知事が指定する基準を定める。

平成29年４月７日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）第10条の２第１項の規定に基づく、建築物の各部分の耐力、変形限度等の基準（平成29年静岡県告示第219号）１⑴（建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第１項第４号イに係る部分に限る。）とする。

附　則

この告示は、平成29年10月１日から施行する。